

(仮称) 防府市創業・交流センター設置及び管理条例 (案)

令和●年●月●日

条例第●号

(目的及び設置)

第一条 創業しようとする者又は創業してから間もない者(以下、「創業者」という。)及び本市に事務所又は事業所を有する事業者(以下、「市内事業者」という。)に対し、創業及び事業活動を支援することにより、本市の産業を振興し、もつて地域経済の活性化に寄与するため、創業・交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- 一 名称 防府市創業・交流センター
- 二 位置 防府市八王子二丁目八番九号

(事業)

第三条 防府市創業・交流センター(以下、「センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- 一 創業、事業活動に必要な支援に関すること。
- 二 次に掲げる施設を創業者、市内事業者等の利用に供すること。
 - ア コワーキングスペース
 - イ キッチンスペース
 - ウ 多目的ホール
 - エ 会議室
 - オ レンタルオフィス
- 三 前二号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(休館日及び開館時間)

第四条 センターの休館日及び開館時間は、別表第一のとおりとする。

(使用の許可)

第五条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ使用の目的及び日時を申し出て市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(使用の制限)

第六条 市長は、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- 一 公共の秩序又は風紀をみだすおそれがあると認めるとき。
- 二 建物、附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- 三 センターの管理上支障があると認めるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(許可条件等)

第七条 市長は、管理上必要があると認めるときは、許可の際使用について条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第八条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第九条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

一 この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したとき。

二 許可の条件に違反したとき。

(使用料)

第十条 センターの使用者は、別表第二及び別表第三に定める使用料を使用の許可の際納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が使用するときには後納とすることができる。

3 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

4 既に納付された使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第十一条 使用者は、その使用を終えたとき、又は使用許可の取消し等をされたときは、直ちに係員の指示に従い、原状に回復しなければならない。

2 使用者が、前項の規定による義務を履行しないときは、市長が代わって原状に回復し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第十二条 使用者は、使用中に建物、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害額は、市長が定める。

(係員の指示)

第十三条 使用者は、センターの使用について、係員の指示に従わなければならない。

(指定管理者による管理)

第十四条 センターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第四条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

(指定管理者の業務)

第十五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条各号に掲げる事業に関し市長が必要と認める業務
 - 二 センターの使用の許可に関する業務
 - 三 センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
 - 四 センターの施設の維持管理に関する業務
 - 五 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務
- 2 前条第一項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第五条から第七条まで、第九条及び第十一条第二項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第九条後段中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第十六条 第十四条第一項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第十条の規定にかかわらず、使用者は、利用料金を納めなければならない。

- 2 前項の利用料金は、当該指定管理者にその収入として収受させる。
- 3 第一項の利用料金の額は、別表第二及び別表第三に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 指定管理者は、公益上その他特別の理由により必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。
- 5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、収受した利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(規則への委任)

第十七条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和●年●月●日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関し必要な行為、利用の手続その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第一（第四条関係）

施設名	休館日	開館時間
コワーキングスペース	土曜日、日曜日、休日、 十二月二十九日から翌年 一月三日まで	午前九時から午後六時 まで
キッチンスペース	十二月二十九日から翌年 一月三日まで	午前九時から午後九時 まで
多目的ホール		
会議室		
レンタルオフィス	無休	午前0時から午後十二 時まで
備考		
<p>1 市長は、上記の規定に関わらず、特に必要があると認めるときは、休館日及び開館時間を変更することができる。</p> <p>2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日をいう。</p>		

別表第二（第十条、第十六条関係）

（略） ※使用料については、今後算定。

別表第三（第十条、第十六条関係）

（略） ※使用料については、今後算定。